

# 【追加分】

泉大津市教育委員会会議 令和5年第5回定例会

会 議 事 項

(令和5年5月17日)

## 会 議 事 項

日程第 4 報告第 13 号 「評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱」及び「苦情対応要領」の制定について

教育委員会資料
5. 5. 17
指導課

報告第13号

## 「評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱」及び「苦情対応要領」の制定について

### 1 趣 旨

府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則第9条の規定に基づく評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関し必要な事項を定める要綱と、要綱の実施に関し必要な事項を定めた要領の制定について、泉大津市教育委員会の事務委任等に関する規則第3条第2項により、教育長が教育事務を執行したので報告するものである。

### 2 根拠法令

府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則  
(苦情の申出)

第9条 前条の規定により開示を受けた職員は、評価の結果に苦情があるときは、府教育委員会が定める方法により、苦情の申出をすることができる。

泉大津市教育委員会会議規則  
(委任事務等の報告)

第11条 教育長は、教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和49年泉大津市教育委員会規則第4号）第2条で委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を委員会に遅滞なく報告しなければならない。

### 3 制定内容

別紙6 要綱、要領のとおり

### 4 施行期日等

この要綱及び要領は、令和5年4月1日から施行する。

## 評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱

(泉大津市教育委員会)

### (目的)

第1条 この要綱は、府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則(平成16年大阪府教育委員会規則第13号)第9条の規定に基づき、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱い(以下「苦情対応」という。)に関し必要な事項を定める。

### (苦情対応の基本的考え方等)

第2条 苦情対応は、評価結果に対する被評価者と評価者の共通認識の形成に寄与することにより、学校における信頼関係の醸成を図るとともに、評価の公正性・公平性に資するものであり、被評価者、評価者及びすべての関係者は、真摯に対応しなければならない。

### (苦情審査会)

第3条 申出のあった苦情(以下「申出事案」という。)について審査するため、苦情審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員は、別表に定める職にある者をもって構成する。
- 3 審査会の会長は、教育長の職にある者をもって充てる。

### (会長)

第4条 会長は、審査会を招集し、主宰する。

- 2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ委員の中から指名した者が、その職務を代理する。

### (調査員)

第5条 申出事案について調査するため、審査会に調査員を置く。

- 2 調査員は、教育部指導課の職員をもって充てる。

### (苦情の申出)

第6条 自らの評価結果に対して苦情を有する職員は、その苦情を申出ることができる。

- 2 職員が第1項の規定により苦情を申出るときは、書面をもって審査会の会長に申出のものとする。
- 3 苦情の申出手続き及び苦情の申出ができる期間については、教育長が別に定める。
- 4 職員が第1項の規定により苦情の申出をするときは、泉大津市立学校の府費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則に基づき、その職務に専念する義務の免除を申請することができる。

### (事案の調査等)

第7条 会長は、調査員に対し、申出事案に関する調査を命じることができる。

- 2 調査員は、前条第1項の規定により苦情の申出をした職員(以下「申出者」という。)及び評価者に対して申出事案に関する調査を行い、その結果を会長に報告する。
- 3 調査員の求めに応じて、申出者又は評価者は申出事案についての内容又は評価理由を説明しなければならない。
- 4 調査員は、申出者及び評価者に対し、助言を行うことができる。

(事案の審査等)

第8条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

2 審査は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

3 会長は、審査結果を速やかに申出者及び評価者に通知しなければならない。

(苦情対応の終了)

第9条 苦情対応は、審査結果の通知をもって終了する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、苦情対応を終了する。

(1) 申出者が申出事案について、地方公務員法に基づく勤務条件に関する措置の要求その他の法令に基づく救済手続きに訴えたとき。

(2) 申出者が苦情の申出を取り下げたとき。

(審査会の非公開)

第10条 審査会は、非公開とする。

(守秘義務)

第11条 委員及び調査員は、申出者の職及び氏名、苦情の内容その他の苦情対応に関し職務上知るに至った秘密を苦情対応に関係のない者に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 職員は、審査会に対して苦情の申出を行ったこと、苦情対応に関し調査員が行う調査に協力したこと等により、不利益な取扱いを受けることはない。

(事務局)

第13条 審査会の事務局は、教育部指導課に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、苦情対応に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 4月1日から施行する。

別 表

区 分	役 職 名
委員 (会長)	教育長
委員	教育部長
委員	教育政策統括監
委員	教育部指導課長

# 苦情対応要領

泉大津市教育委員会

## 第1 趣旨

この要領は、評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

## 第2 苦情申出の手続き

- (1) 自らの評価結果に対する苦情を有する職員が苦情の申出をしようとするときは、あらかじめ電話等により要綱第13条に規定する審査会の事務局(以下「事務局」という。)に連絡し、苦情申出書(第1号様式)の持参日時その他必要な事項(以下「日時等」という。)について調整しなければならない。
- (2) 事務局は、日時等の調整結果を文書により前項の職員に通知する。
- (3) 前項の規定により通知を受けた職員は、指定された日時に、苦情申出書(第1号様式)に必要な事項を記入して、自ら持参し、要綱第5条に規定する調査員に提出しなければならない。

## 第3 事案の調査等

- (1) 調査員は、申出のあった苦情について調査するときは、原則として2名で対応するものとする。
- (2) 調査員は、苦情申出書に基づく内容(以下「苦情内容」という。)を申出者から、聴取するものとする。
- (3) 要綱第6条第1項の規定により苦情を申し出た職員(以下「申出者」という。)から、第三者を同席させたい旨の意思表示があった場合は、調査員が苦情内容の聴取を行う場合に限り、職員団体役員その他府費負担教職員1名の同席を認めることとする。  
ただし、申出者は、第2(1)の連絡時に、あらかじめその旨を事務局に連絡しておかなければならない。
- (4) 前項に規定する第三者は、書面により意見書を提出することができる。  
ただし、意見書は、申出者が行う評価結果に対する苦情に関するものに限る。
- (5) 調査員は、苦情内容について、評価者から評価理由を確認する。

## 第4 事案の審査等

- (1) 審査会は、申出事案にかかる評価結果が、評価者の把握した事実に基づき、評価基準等に照らして評価されているかどうかを審査する。
- (2) 審査は、苦情申出書、調査員が評価者から聴取して作成した調書(第2号様式)、第三者の意見書に基づき行う。
- (3) 審査会は、必要に応じ、調査員に再調査をさせることができる。
- (4) 審査の結果は、第3号様式により申出者に、第4号様式により評価者にそれぞれ通知する。

## 附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。